

◎新潟県告示第995号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和7年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	アグリよしだ病院	糸魚川市横町5丁目9番12号	令和7年10月1日
旧	よしだ病院		
新	社会医療法人 崇徳会 大島病院	三条市大島5103番地	令和7年10月1日
旧	医療法人 恵愛会 大島病院		
訪問看護ステーション新発田		新 新発田市大栄町7丁目6-9	令和7年9月30日
		旧 新発田市緑町3丁目1-9 ピュアライフグリーンタウンB102号	
訪問看護ステーション デューン阿賀野		新 阿賀野市中央町一丁目9番1号水原中央町ビル1階2号室	令和7年9月25日
		旧 阿賀野市岡山町2番33号	